

平成30年度「子供 夢・アート・アカデミー」実施要領

1 事業の趣旨

美術・文芸・音楽・演劇・舞踊の分野における芸術上の功績顕著な芸術家である「日本芸術院会員」自らが、小・中・高等学校を訪問し、講話、実技披露、実技指導を行うことにより、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを実感させ、子供たちに夢を持って生きることの大切さや文化芸術を愛する心を育て、豊かな情操を有する我が国の文化継承者の育成を図ることを目的とする。

2 実施内容

「文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）」として、日本芸術院会員が児童・生徒や教職員、保護者を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を行う。

なお、具体的な内容は、日本芸術院会員と実施校が打合せを行った上、文化庁が決定する。

3 実施方法

(1) 被派遣者

日本芸術院会員のうち、協力者名簿に登録された会員（別表参照）

(2) 実施回数

原則として、1校につき1回、1会員あたりの実施校数の上限は設けない。

(3) 実施会場

実施する小学校・中学校・高等学校の体育館等の学校施設又は文化施設等の適切な施設

4 実施期間

平成30年8月20日（月）から12月31日（月）までの間

5 実施の決定

(1) 文化庁は、都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市及び政令指定都市教育委員会（以下「都道府県等」という。）を通じて実施希望校を募集し、実施を希望する学校と被派遣者（日本芸術院会員）の日程等調整を行い、実施校を決定する。

(2) 文化庁は、被派遣者（日本芸術院会員）及び実施校所轄の都道府県等に実施の決定を通知する。

6 実施に要する経費

文化庁は、予算の範囲内で講師等謝金、派遣旅費及び講演等諸雑費を負担する。

その他本事業実施に当たり必要となる経費は、開催地主催者の負担となる。

なお、実施が決定した学校は「文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）」実施校募集案内に準じて、経費計算書等を文化庁に提出する。

7 実施に当たっての留意事項

実施校は、本事業の実施に当たり、国語・音楽等の教科や総合的な学習の時間、特別活動の中の学校行事において実施すること。

8 実施報告

実施校は、事業終了後に「文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）」実施校募集案内に準じて実施報告書を提出することとする。

※ 実施報告書の内容や記録写真については、今後、文化庁の資料として使用する場合があります。ホームページ等で公開することがあるので、あらかじめ関係者の承諾を得ておくこと。

9 その他

日本芸術院会員との日程調整の結果等によっては、希望に添えない場合がある。